

はちののかん太くんカード 保証委託約款（株式会社アコム）

新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改定前	改定後
<p>第5条（求償権の事前行使）</p> <p>1.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催告等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償権債務を負い、直ちに弁済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>（6）相続の開始があったとき</u></p> <p><u>（7）弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第5条（求償権の事前行使）</p> <p>1.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催告等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償権債務を負い、直ちに弁済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（6）弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第11条（契約の変更）</p> <p><u>金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は私に変更内容を通知することにより本委託約款の内容を変更することができます。</u></p>	<p>第11条（契約の変更）</p> <p><u>1.保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。</u></p> <p><u>2.保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客さまに通知又は公表します。</u></p>